

第 12 回仙台市地域公共交通会議 議事録

日 時： 令和 2 年 2 月 14 日（金）10 時 00 分～11 時 30 分

場 所： 青葉区役所上杉分庁舎 2 階 第 2 会議室

出席委員： 石川会長、泊委員、堀江委員、遠藤委員、佐々木（悦）委員、氏家委員、脇田委員、熊沢委員、佐々木（豊）委員、吉本委員、宮脇委員、千葉委員

代理出席： 高澤委員（代理 板垣様）、廣藤委員（代理 池田様）

事務局出席者： 公共交通推進課 菅原課長、五十嵐主幹、小形主任、加藤技師

【開 会】

（司 会）

本日はお忙しいところお集まりくださいます、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、「第 12 回仙台市地域公共交通会議」を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、仙台市都市整備局公共交通推進課の五十嵐と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、配布資料の確認をいたします。

<配布資料の確認>

【あいさつ】

（司 会）

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、会議の開催にあたりまして、仙台市都市整備局総合交通政策部長の石川よりご挨拶申し上げます。

（石川会長）

仙台市交通政策部長の石川でございます。

本日は年度末の大変お忙しい中、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より仙台市の地域交通の推進に多大なご支援、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

仙台市では平成 30 年度から地域交通のスタート支援事業を立ち上げまして、燕沢地区等の地域交通支援に取り組んでいるところでございます。4 月からこの支援内容を拡充させ、「みんなで育てる地域交通乗り乗り事業」へと名称を変えて、地域交通をさらに支援していきたいと取り組んでいく予定でございます。本日は、その内容についてもご説明させていただきたいと思っております。

本日の審議は 2 点ございまして、1 つ目の「坪沼乗合タクシー」につきましては、4 月からデマンド型の運行に切り替えることを予定しております。2 点目の「燕沢乗合タクシー」につきましては、これまで

3回試験運行を行っており、4月から本格運行への移行を視野に入れた実証運行を予定しております。その運行計画について、本日は審議していただき、沢山のご意見を頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(司会)

ここで、地域公共交通会議について、ご説明いたします。

地域公共交通会議とは、道路運送法施行規則に基づきまして、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を審議するための会議です。

具体的には、コミュニティバスや乗合タクシーなどの、乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項などを審議します。

今回の議案となっております燕沢乗合タクシーや坪沼乗合タクシーの運行のような、地域の実情に応じた内容について、協議する場となっております。

議事の進行につきましては、当会議設置要綱第6条の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、これよりは石川会長に議事進行をお願いしたいと思います。それでは会長、よろしくお願いたします。

【会議の成立確認・議事録署名人指名・公開の決定】

(石川会長)

本日は委員14名中、代理出席を含む14名の委員にご出席頂いており、要綱に定める定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。宮脇 健一委員に議事録署名人をお願いいたします。よろしいでしょうか。

<宮脇委員了承>

(石川会長)

次に、会議の公開・非公開について確認させていただきます。本会議につきましては、原則として公開とし、特定の個人を識別し得る情報を扱う場合などに関することがあれば、必要に応じて非公開とすることよろしいでしょうか。

<一同了承>

(石川会長)

なお傍聴の方々に申し上げます。受付でお配りいたしました会議の傍聴に係るルールを守っていただき、会議の円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

【報告事項：「地域交通乗り乗り事業」について】

(石川会長)

それでは、報告事項に移ります。

まず「地域交通乗り乗り事業」について、事務局の方から、資料説明をお願いします。

<事務局より説明>

(石川会長)

ただいま説明のありました「地域交通乗り乗り事業」について、皆様、ご意見・ご質問等はありませんか。

(佐々木委員)

1月22日の日本経済新聞にこの事業の記事が掲載されており、「制度を運用する候補地は新川地区や秋保地区、坪沼地区を想定している。」とありますが、この記事の内容は間違いないでしょうか。

(事務局)

坪沼地区は、記事に掲載されている内容で制度を実施いたします。新川地区や秋保地区は、現在、地域で運行計画等について議論している段階であり、記事の内容は正しいです。

(遠藤委員)

リーフレットの配布や市政だより、仙台市連合町内会等で制度の周知を図るとのことですが、社会福祉協議会や各区、地域包括支援センター等も含めて頂くと良いのではないのでしょうか。

(事務局)

連合町内会の会長会等と記載しておりますが、民生委員等への周知も重要と考えておまして、民生児童委員協議会や地域包括支援センターの職員研修会等でも周知を重ねていきたいと考えております。

(石川会長)

機会をとらえて、様々な機関に周知するという事で考えております。

(佐々木委員)

敬老乗車証を持っているのですが、今回新設される元気乗り乗り割引で利用できますか。

(事務局)

敬老乗車証は、バスに設置してある機器にタッチして利用して頂いておりますが、ジャンボタクシーでは機器の設置が難しいため、新たな割引制度を設定いたしました。敬老乗車証を運転手に提示すると、割

引が適用されて 100 円、もしくは運賃の 2 割負担で乗車できるといったことを考えております。

(佐々木委員)

敬老乗車証は 1 割負担で利用できるのですが、こちらの制度は割引が小さく、運賃が高いように思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

敬老乗車証ですと、年間利用金額が上限 12 万円と決まっておりますが、元気乗り乗り割引は上限を設定しておりませんので、その関係もありまして 2 割負担で設定しております。

(石川会長)

敬老乗車証は上限がありますので、その関係性を総合的に判断したとのことによろしいでしょうか。

(佐々木委員)

利用者が増えてくると、こういったことに疑問を持たれる方もいらっしゃると思いますので、検討していただければと思います。

(石川会長)

その他に質問はございませんでしょうか。

<一同なし>

【報告事項：「坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数」について】

(石川会長)

つづきまして、「坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数」について、事務局の方から、資料説明をお願いします。

<事務局より説明>

(石川会長)

ただいま説明のありました、坪沼乗合タクシーの臨時便運行回数について、ご意見・ご質問等、ございませんでしょうか。

<一同なし>

【審議事項：第 1 号議案「坪沼乗合タクシー運営事業に係る事業計画等の変更」について】

(石川会長)

それでは、審議事項に移ります。

第1号議案「坪沼乗合タクシー運営事業に係る事業計画等の変更」についてです。

事務局の方から、資料説明をお願いします。

<事務局より説明>

(石川会長)

ただいま説明のありました坪沼乗合タクシー事業について、皆様のご質問・ご意見等あれば、お願いいたします。

(堀江委員)

新設されるスクールタクシーは、教育局の所管になるとのことですが、乗合タクシーはどこの所管になるのでしょうか。これまで、坪沼乗合タクシー運営協議会が運営していましたが、一緒だった地域の移動手段と通学の移動手段が切り離された後も協議会は存続するのでしょうか。

(事務局)

引き続き坪沼乗合タクシー運営協議会が主体となって運営を行います。また、高齢者・障害者等の運賃や運行経費の補助等、地域乗り乗り事業に基づいた支援をさせていただきたいと考えております。坪沼地区は人口集中地区以外ですので、補助金は最大9割の支出を考えているところです。

(堀江委員)

運営協議会への補助金支給は今まで通りでしょうか。

(事務局)

これまで2,500,000円を上限として補助金を支出してきましたが、今回は上限を設定せず、2,595,100円と、これまで以上の支出を計画しております。

スクールタクシーは市で独自に運営することになります。これまで教育局では、通学費補助という形で対応しておりましたが、今後はスクールタクシーを運行していくことになります。

(堀江委員)

運営協議会は乗合タクシーのみの運営となりますが、役割分担は変わらないでしょうか。

(事務局)

今後、通学の移動手段については検討いたしません、役割分担は変わりません。今まで通り1~2か月に1回会議を開催し、地域で運賃や時刻を検討していく予定です。

(堀江委員)

乗車を希望される方は KM 仙台タクシーに連絡をして、来ていただき、乗るということでしょうか。

(事務局)

前日の 16 時までには KM 仙台タクシーに連絡して予約をとっていただき、決まった時刻内であれば、お客様をお迎えに行き、目的地までお運びすることになります。

(遠藤委員)

4 ヶ所の乗降場所以外では乗降できないとのことですが、更に増やすことはできるのでしょうか。もし可能であれば、どうすれば増やせますか。乗降場所を決めた基準も含めて教えていただきたいです。

(事務局)

基本的には、地域住民の要望を受けて指定しております。範囲を広げてしまうと、他の事業者との競合も出てきますので、今回は生出地区に焦点を当てて、ニーズが多い場所に設定いたしました。また、生出地区から市営バスや宮城交通のバスが出ており、そこから路線バスに乗り換えて利用していただくという形態がありましたので、それを継続していくところです。今後、地域から様々な要望があれば、各事業者と調整をした上で乗降場所を増やすことは可能です。

(石川会長)

その他にございませんでしょうか。

<一同なし>

(石川会長)

それでは、議決に移らせていただきます。ただいまの第 1 号議案につきまして、一同の同意を得たこととしてよろしいでしょうか。

<一同同意>

(石川会長)

ありがとうございます。第 1 号議案は、事務局提案のとおり可決することにいたしました。

【審議事項：第 2 号議案：「燕沢乗合タクシー実証運行事業の実施」について】

(石川会長)

つづきまして、第 2 号議案「燕沢乗合タクシー実証運行事業の実施」についてです。

事務局の方から、資料説明をお願いします。

<事務局より説明>

(石川会長)

ただいま説明のありました燕沢乗合タクシー事業について、皆様、ご質問・ご意見はございますか。

<一同なし>

(石川会長)

それでは、議決に移らせていただきたいと思います。ただいまの第2号議案について、一同の同意を得たこととしてよろしいでしょうか。

<一同同意>

(石川会長)

第2号議案は事務局提案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日本日予定しておりました議案の審議は終了しました。

【その他】

(石川会長)

次にその他といたしまして、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

次回の地域公共交通会議につきまして、早ければ4月に開催する見込みとなっており、現在委員の皆様の都合をお伺いさせていただいております。

開催について、詳細が決まりましたら、改めてご案内させていただきます。

(石川会長)

委員の皆様方で何かありましたらお願いいたします。

(遠藤委員)

元気乗り乗り割引は、高齢者や障害者以外に対象の方はいらっしゃいますか。生活困窮世帯やご病気の方等も対象になると考えられますが、検討はされているのでしょうか。

(事務局)

地域交通でも敬老乗車証を使えるようにしてほしいという要望がありましたが、機器の導入が難しい状況でしたので、敬老乗車証やふれあい乗車証と同様の制度を地域交通でも使えるようにするという形でこの制度の導入を検討させていただきました。

高齢者や障害者の他に介助者も割引の対象としております。現時点で生活困窮者等を対象にすること

検討しておりませんが、地域でそのような声が上がれば、検討していきたいと考えております。

(佐々木委員)

多くの住民の方が制度を利用していただくための広報はどのように考えていますでしょうか。

(事務局)

制度に関しましては、連合町内会長会や民生委員等のご協力で、制度を活用していただき、地域交通を他の地域にも広げていただくところです。また、市政だよりやホームページ等で機会をとらえて周知をさせていただきたいと考えております

現在、燕沢地区や坪沼地区では、検討会に町内会長の方が参加していただいているので、全戸配布や市政だよりと一緒に回覧板で地域の方にわかるように周知をする等、取り組みをしております。そのような周知につきましても、様々な工夫をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

(石川会長)

以上で、本日予定していた議事はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。それでは、進行を事務局にお返しいたします。

【閉会】

(司会)

本日は長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。以上を持ちまして本日の第12回仙台市地域公共交通会議を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。